

久留米市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱(案)

(設置)

第1条 地域における保健、医療、介護及び福祉に関する関係者（以下「関係者」という。）相互間の在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供する体制構築に係る方策等を協議するため、久留米市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域の医療・介護サービス資源の把握に関すること。
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に関すること。
- (3) 在宅医療・介護関係者の情報共有の支援に関すること。
- (4) 在宅医療・介護連携に関する相談支援に関すること。
- (5) 地域住民への普及啓発に関すること。
- (6) 医療・介護関係者の研修に関すること。
- (7) 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築に関すること。
- (8) 関係市町との連携に関すること。
- (9) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域医療にかかわる関係団体に所属する者
- (2) 介護サービスおよび介護予防サービスにかかわる関係団体に所属する者
- (3) 久留米市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし、市長が決定する。ただし、当該委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐するものとし、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、会長が主宰する。

3 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(会議の議事)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条の協議事項について調整を図る必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置は、会長が会議に諮って定める。
- 3 部会の委員は、協議事項について知識や経験を有する者の中から会長が指名するものとする。
- 4 部会は、協議した内容について、その結果を協議会に報告する。

(部会長および副部会長)

第9条 部会に部会長および副部会長各1人を置く。

- 2 部会長は、部会に所属する委員の互選により定める。
- 3 副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部保健所健康推進課において行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。